

付編 2

南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則.....	268 -
第1節 推進計画の目的.....	268 -
第2節 推進計画の性格と役割.....	268 -
第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱.....	268 -
第2章 災害対策本部の設置等.....	269 -
第1節 災害対策本部の設置等.....	269 -
1 南海トラフ地震と判断される地震の発生時.....	269 -
2 東海地震関連情報発表時.....	269 -
第2節 本部等の組織及び運営.....	271 -
第3節 災害応急対策要員の参集.....	271 -
1 参集・配備計画.....	271 -
2 自主参集.....	271 -
第3章 地震発生時の応急対策等.....	272 -
第1節 地震発生時の応急対策.....	272 -
1 情報の収集・伝達.....	272 -
2 施設の緊急点検・巡視.....	273 -
3 二次災害防止等.....	273 -
4 救助・救急活動、医療活動、消火活動.....	273 -
5 物資調達.....	274 -
6 輸送活動.....	274 -
7 保健衛生活動・防疫活動.....	274 -
8 帰宅困難者対策.....	274 -
第2節 資機材、人員等の配備手配.....	275 -
1 物資等の調達手配.....	275 -
2 人員の配備.....	275 -
3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置.....	276 -
第3節 他機関に対する応援要請.....	277 -
1 応援協定の運用.....	277 -
2 自衛隊の災害派遣要請の求め等.....	277 -
3 消防、警察の広域応援の受入れ.....	277 -
第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項.....	278 -
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	279 -
第1節 施設整備等の整備方針.....	279 -
第2節 建築物、構造物等の耐震化.....	279 -
1 市施設の耐震化.....	279 -
2 一般建築物耐震化の促進.....	279 -
第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	280 -
1 避難地の整備.....	280 -
2 避難路の整備.....	280 -
3 消防用施設等の整備.....	280 -
4 消防活動用道路の整備.....	280 -
5 緊急輸送道路の整備.....	280 -

6	社会福祉施設における整備.....	280	-
7	公立小・中学校等における整備.....	281	-
8	通信施設の整備その他.....	281	-
第6章	防災訓練計画.....	282	-
第1節	南海トラフ地震を想定した防災.....	282	-
第2節	学校における津波防災訓練の実施.....	282	-
第7章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	283	-
第1節	地域防災力の向上.....	283	-
1	家庭での防災対策の周知徹底.....	283	-
2	企業の防災活動の促進.....	285	-
3	市の措置.....	285	-
第2節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	286	-
1	市職員に対する教育.....	286	-
2	住民等に対する教育及び広報.....	287	-
3	児童、生徒等に対する教育.....	288	-
4	防災上重要な施設の管理者に対する教育.....	288	-
5	相談窓口の設置.....	288	-

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 推進計画の性格と役割

この計画は、南海トラフ地震災害に関して、大阪府、市その他の防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な事項を示す。

この計画は、四條畷市地域防災計画（地震災害応急対策・復旧対策）の付編2として作成する。

この計画は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）、大阪府の南海トラフ地震防災対策推進計画を踏まえて作成する。

この計画は、次のような役割を果たすことを期待する。

- ・市、その他防災関係機関において、この計画の推進のための細目の作成にあたっての指針となること
- ・一定の事業者において、南海トラフ地震を想定した防災計画等の作成にあたっての参考となること

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

「防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱」は、本計画第1編総則第4章「市・関係機関の業務大綱」に定めるところによる。

第2章 災害対策本部の設置等

《実施担当》
都市整備部危機管理課

第1節 災害対策本部の設置等

1 南海トラフ地震と判断される地震の発生時

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに四條畷市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

2 東海地震関連情報発表時

市長は、東海地震関連情報発表の報に接したときは、地震が発生するまで又は警戒宣言解除が発せられるまでの間、以下表のとおり必要な配備体制の指示を行い、警戒活動を行う。

ただし、東海地震は、南海トラフ地震を誘発する恐れもあることから、警戒宣言解除が発せられた後も、大阪府が状況により必要と認め指示があった場合は、警戒態勢を継続する。

市民等に対する周知事項は、東海地震発生時の市における揺れの程度、南海トラフ地震が連続して発生した場合に生ずる危険、及び、報道機関及び市からの東海地震関連情報の発表に留意し、冷静に行動する旨の協力要請とする。その他上記に準じて行う。

なお、降雨量を勘案し必要と認めるときは、要避難対象地区住民等に対し、事前避難を指示する。

東海地震関連情報発表時における対応表

種類	内 容 等	強化地域における 防 災 対 応	市における配備体制
東海地震観測情報	<input type="checkbox"/> 東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表。 <input type="checkbox"/> 本情報が発表された後、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、この情報の中で、安心情報である旨明記して発表。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集連絡体制 	—
東海地震注意情報	<input type="checkbox"/> 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表。 <input type="checkbox"/> 「判定会」の開催については、この情報の中で伝達。 <input type="checkbox"/> 東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合には、本情報解除発表。	<ul style="list-style-type: none"> ・地震災害警戒本部準備室設置 ・準備行動実施 ・市民への広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部設置の準備
東海地震予知情報	<input type="checkbox"/> 東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表。 <input type="checkbox"/> 東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合には、本情報解除発表。	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言 ・地震災害警戒本部設置 ・地震防災応急対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・A号配備 ・災害警戒本部設置

第2節 本部等の組織及び運営

本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、四條畷市災害対策本部条例及び本計画の地震災害応急対策の第1章「応急活動組織」に定めるところによる。

第3節 災害応急対策要員の参集

1 参集・配備計画

災害応急対策要員の参集・配備は、本計画の地震災害応急対策の第1章第2節「動員体制」を準用し行う。

なお、勤務時間外に南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、各部長は、通常の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、職員の登庁状況に合わせ勤務時間外の過渡的措置として、順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

2 自主参集

職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

《実施担当》 都市整備部危機管理課

(1) 情報の収集・伝達

市は、市内防災関係機関と連携し、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集するものとする。

その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨をそれぞれ大阪府に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努めるものとする。

震災時における通信連絡その他必要な事項については、本計画の地震災害応急対策第2章第1節「情報の収集・伝達」に基づき行う。

(2) 津波危険区域における市民の安否確認等

市は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、大阪府防災情報システムにより大阪府内各市町村の被害状況の把握に努める。また、友好都市である三重県紀北町に対し、同町の被害状況に関する情報提供を要請するとともに、同町宿泊施設利用補助制度利用者の名簿を活用し、その安否確認、その他必要な救援保護等を依頼する。

(3) 被害甚大市町村への応援体制の確立

市は、市内の被害状況を把握した後、速やかに大阪府内被害甚大市町村をはじめとする他自治体への応援要請に応ずるための体制を確立する。

なお、三重県紀北町に対する応援支援については、要請の有無に関わらず、情報収集連絡要員の派遣を速やかに行うものとする。

2 施設の緊急点検・巡視

《実施担当》
都市整備部

市は、必要に応じて、河川堤防、ポンプ場、通信施設等、その他特に防災活動の拠点となる公共施設・土砂災害危険箇所等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

3 二次災害防止等

《実施担当》
都市整備部都市政策課、大東四條畷消防組合、四條畷市消防団

市、関係事業者等は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施するものとする。

また、市は、大阪府の助言を得て、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずる。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮するものとする。

4 救助・救急活動、医療活動、消火活動

《実施担当》
健康福祉部保健センター、大東四條畷消防組合、四條畷市消防団

救助・救急活動・医療活動・消火活動に関しては、本計画の地震災害応急対策第2章第4節「消火・救助対策」、第5節「救急医療」に定めるところによる。

5 物資調達

《実施担当》

市民生活部産業振興課、市民生活部人権・市民相談課

市その他の防災関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために、必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成するものとする。

市は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画を予め作成しておくものとする。

市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、大阪府に対して、その不足分の供給の要請を行うものとする。

6 輸送活動

《実施担当》

総務部総務課

本計画の地震災害応急対策第2章第10節「緊急輸送活動」に定めるところによる。

7 保健衛生活動・防疫活動

《実施担当》

市民生活部生活環境課

本計画の地震災害応急対策第3章第2節「保健衛生活動」に定めるところによる。

8 帰宅困難者対策

《実施担当》

市民生活部市民課、教育部

市は、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について、検討するものとする。

第2節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

《実施担当》
市民生活部産業・物資班

(1) 災害応急対策に必要な次の物資、資機材の確保

市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

用途のめやす	品目のめやす
施設等における障害物の除去	重機類
情報収集・連絡手段	防災行政無線、携帯電話、電話、拡声器、ラジオ、テレビ
事務処理	机、椅子、紙、筆記具、パソコン、プリンター、コピー機
照明、電源	発電機、燃料、照明灯、ランプ、懐中電灯、電池
要員移動手段	トラック、車両、オートバイ、自転車

(2) 大阪府に対する物資等の供給要請

市は、大阪府に対し、物資等の確保状況を速やかに報告する。また、市内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、ドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要な物資等が不足する場合は、大阪府が保有する物資等の払出等の措置及び市町村間のあっせん等の措置をとるよう要請する。

2 人員の配備

《実施担当》
総務部総務班

市は、大阪府に対し、人員の配備状況を速やかに報告する。また、必要に応じて、大阪府職員等の派遣及び他自治体職員応援派遣あっせん等の措置をとるよう要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

《実施担当》 総務部総務班

防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3節 他機関に対する応援要請

1 応援協定の運用

《実施担当》
本部事務局班

市は、必要があるときは、他の市町村と締結している次の応援協定に従い応援を要請するものとする。

2 自衛隊の災害派遣要請の求め等

《実施担当》
本部事務局班

市は、必要があるときは、大阪府に対し、次の事項を明らかにして、陸上自衛隊第36普通科連隊長又は第3師団長等に対する自衛隊災害派遣要請を求める。

- ①災害の情况及び派遣を要請する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域
- ④その他参考となるべき事項

その他、自衛隊への災害派遣に関する事項については、本計画の地震災害応急対策第2章第3節「応援の要請・受入れ」の定めるところによる。

3 消防、警察の広域応援の受入れ

《実施担当》
本部事務局班

市は、大阪府より奈良県方面からの消防、警察の広域応援の受入れについて、指示があったときは、連絡担当要員の国道163号県境部への派遣、集結拠点の確保等受入れ体制の確保に努めるものとする。

第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

《実施担当》
本部事務局班

本市には、法第7条第1項及び第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者に係る区域（以下「地震防災対策区域」という。）はない。

ただし、大阪府内には、大阪市（西淀川区、淀川区、北区、福島区、西区、此花区、大正区、港区、中央区、浪速区、住之江区、西成区）をはじめ、堺市、高石市、泉大津市、阪南市、岬町の5市1町に地震防災対策区域があり、市民の通勤・通学地及び訪問地になっている。また、三重県紀北町とは、友好都市としての交流がある。そのため、市は、職員・市民に対して、以下のとおり必要な防災教育を行い、津波からの防護及び円滑な避難の確保に資するよう努めるものとする。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 津波危険のある海岸部等において、地震発生に遭遇した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

《実施担当》
都市整備部都市政策課

第1節 施設整備等の整備方針

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施するものとする。

市は、施設整備の年次計画の策定に当たっては、南海トラフ地震その他の地震に対する防災効果を考慮するものとする。

施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。

具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第2節 建築物、構造物等の耐震化

1 市施設の耐震化

市は、庁舎等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する施設等の市有の施設について、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に行うものとする。

2 一般建築物耐震化の促進

大阪府、市は、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を耐震改修促進計画及び耐震改修促進実施計画に沿って推進するものとする。

その他一般建築物の耐震性強化に関する事項は、本計画災害予防対策第1章第1節「災害に強い都市基盤整備」の定めるところによる。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 避難地の整備

指定緊急避難場所、広域避難地の整備は、本計画災害予防対策第2章第9節「避難体制の確立」の定めるところにより行う。

2 避難路の整備

避難路の整備は、本計画災害予防対策第2章第9節「避難体制の確立」の定めるところにより行う。

3 消防用施設等の整備

消防用施設及び消防用資機材の整備は、本計画災害予防対策第2章第3節「消火・救助・救急体制の整備」の定めるところにより行う。

4 消防活動用道路の整備

消防活動用道路の整備は、本計画災害予防対策第2章第3節「消火・救助・救急体制の整備」の定めるところにより行う。

5 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の整備は、本計画災害予防対策第2章第7節「交通確保体制の整備」の定めるところにより行う。

6 社会福祉施設における整備

社会福祉施設における整備は、本計画災害予防対策第2章第12節「要配慮者への対策」の定めるところにより行う。

7 公立小・中学校等における整備

公立小・中学校等における整備は、本計画災害予防対策第1章第2節「建築物等の安全対策の推進」の定めるところにより行う。

8 通信施設の整備その他

通信施設の整備は、本計画災害予防対策第2章第2節「情報収集伝達体制の整備」の定めるところにより行う。

第6章 防災訓練計画

第1節 南海トラフ地震を想定した防災

《実施担当》 都市整備部危機管理課

訓練の実施

市及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

この防災訓練は、年1回以上実施するものとする。

この防災訓練は、東海地震警戒宣言発令から地震発生までの要避難対象地区における事前避難、津波情報の収集・連絡その他の災害応急対策を中心とする。

市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、大阪府に対し必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

市は、大阪府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のとおり具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

- ①要員参集訓練及び本部運営訓練
- ②要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- ③東海地震関連警報、地震情報、津波警報等の情報収集、伝達訓練
- ④災害の発生の状況、避難指示等、自主避難による各避難場所等への避難者の人数について、迅速かつ的確に大阪府及び防災関係機関に伝達する訓練

第2節 学校における津波防災訓練の実施

自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、津波防災学習や訓練を実施するよう努めるものとする。

地域、保護者と連携した防災訓練の際、津波災害について触れるものとする。避難訓練を実施する際には、児童・生徒がハンディキャップを持つ児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮をするものとする。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1節 地域防災力の向上

《実施担当》 都市整備部危機管理課

1 家庭での防災対策の周知徹底

市は、市の有する様々な広報手段、知識普及機会を活用し、住民に対し、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう、以下について、その周知徹底に努める。

(1) 事前の備え

①住まいの安全のチェック

専門家による住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行う。また家具の転倒防止対策を実施する。

②家庭での防災会議の開催

定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持ち出し品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、避難所や避難経路を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（伝言ダイヤルの利用など）や最終的な集合場所も決めておく。

③防災知識・技術の修得

救急救命訓練などの各種講座に参加したりして防災関連知識・技術を習得する。

④備蓄品・非常持ち出し品の準備

食料や水を備蓄する場合は、家族構成を考えて最低3日分を備蓄する。また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

(2) 災害時の行動に関する心がまえ

(揺れへの心得)

- ①地震発生直後は、布団などで頭を保護し、机の下などで身を守る。
- ②あわてて外に飛び出さない。
- ③揺れが収まった後、火もとの始末を確認する。
- ④避難する場合は、家に避難先、安否情報のメモを残す。
- ⑤ブロック塀には近づかない。
- ⑥靴を履いて外に出る。
- ⑦自動車では避難しない。

(津波への心得)

- ①強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ②地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ③正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- ④津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ⑤津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報等解除まで気をゆるめない(最低6時間は避難所に滞在する。)
- ⑥津波見物は絶対にしない。
- ⑦海岸や河川敷からできるだけ遠くの高い所に避難する。
- ⑧避難指示等は守り、避難所に避難する(避難所には多くの情報が集まる)。
- ⑨逃げ遅れたら、近くの鉄筋コンクリートの建物の3階以上に避難する。

(3) 地域での防災活動への積極的参加

住民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努めるものとする。その具体的な内容については、本計画災害予防対策第3章「市民の防災行動力の向上」に定めるところによる。

2 企業の防災活動の促進

企業においても、災害時に果たす役割（従業員・顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。その具体的内容は、本計画災害予防対策第3章「市民の防災行動力の向上」に定めるところによる。

3 市の措置

市は、大阪府と連携し、自主防災組織の育成、企業等の地域防災活動への参画促進等地域防災力を向上させるために必要な措置をとるものとする。その具体的な内容については、本計画災害予防対策第3章「市民の防災行動力の向上」に定めるところによる。

第2節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

1 市職員に対する教育

市は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各部、各課、各機関で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震及び津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ④ 職員等が果たすべき役割
- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- ⑦ 家庭内での地震防災対策の内容

2 住民等に対する教育及び広報

市は、住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

市の実施する防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・地震及び津波に関する一般的な知識
- ・地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ・正確な情報入手の方法
- ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・各地域における避難対象地区、土砂災害危険箇所等に関する知識
- ・各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ・平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- ・住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- ・南海トラフ地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項

市は、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

市は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意するものとする。

市は、大阪府及びその他関係機関と連携し、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布や避難誘導看板を設置するなどして、要避難対象地区や避難地、避難路等についての広報を行うよう留意するものとする。

3 児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行うものとする。

- ・過去の地震及び津波災害の実態
- ・津波の発生条件、高潮、高波との違い
- ・地震・津波が発生した場合の対処の仕方

4 防災上重要な施設の管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、大阪府、市が実施する研修に参加するよう努めるものとする。大阪府、市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとする。

5 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。